

# 配水施設物件の譲渡に関する契約書

土浦市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）との間の

配水施設物件の譲渡に関して、次のとおり契約する。

（総 則）

第1条 乙は甲に別紙物件目録に表示する乙所有の配水施設をこの契約書に記載されている条件で譲渡する。

（譲渡対価）

第2条 配水施設の譲渡対価は無償とする。

（所有権の移転）

第3条 乙はこの契約の締結と同時に所有権を甲に移転するものとする。

（かし担保）

第4条 甲は、第1条の規定により契約締結の日から1年間は、乙に対して成果物のかし担保責任により乙の負担とし、それ以降は甲が負担する。

（使用期限及び土地使用料）

第5条 土地の使用期限は、当該配水管を廃止するまでとし、かつ土地使用料は無償とするものとする。ただし、土地が市道である又は市道に編入された場合は、この限りでない。

（配水施設の工事）

第6条 乙は、かし担保履行期間後に、配水施設に支障をきたした場合の配水施設の工事において、甲に金銭等の対価を求めないものとする。また、配水施設(給水)の分岐並びに占用に対しても同意をするものとする。

（契約の継承）

第7条 乙は、配水施設（占有物）が埋設されている土地を第三者に所有権を移転した場合においても継承されるものとする。

（疑義の決定）

第8条 この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として契約書二通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自一通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県土浦市大町11番38号

土浦市長 安藤 真理子

乙 住 所

氏 名

印